日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行　東京都

目次

告示（教）

○平成十七年東京都教育委員会告示第二十四号（都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部改正……一

○平成十九年東京都教育委員会告示第九号（都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第十四条第二項第二号並びに都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則第六条の七及び第六条の八の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率）の一部改正……一

告示（選）

○政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなった団体……五

告示（教）

◉東京都教育委員会告示第二十号

平成十七年東京都教育委員会告示第二十四号（都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部を次のように改正する。

令和六年六月十九日

東京都教育委員会

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、八七二円	一三、四四二円
二十五歳以上三十歳未満	六、三八〇円	一四、八四二円
三十歳以上三十五歳未満	六、七一二円	一七、六一九円
三十五歳以上四十歳未満	七、〇七八円	二〇、六四九円
四十歳以上四十五歳未満	七、二六八円	二一、九七一円
四十五歳以上五十歳未満	七、四三三円	二二、八八六円
五十歳以上五十五歳未満	七、二九〇円	二四、九一六円
五十五歳以上六十歳未満	六、九七五円	二五、三八五円
六十歳以上六十五歳未満	五、八六〇円	二一、三一四円
六十五歳以上七十歳未満	四、〇六〇円	一六、〇七五円
七十歳以上	四、〇六〇円	一三、四四二円

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示による改正後の最低限度額欄及び最高限度額欄の規定は、令和六年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

◉東京都教育委員会告示第二十一号

平成十九年東京都教育委員会告示第九号（都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第十四条第二項第二号並びに都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則第六条の七及び第六条の八の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率）の一部を次のように改正する。

令和六年六月十九日

東京都教育委員会

表を次のように改める。

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験の年数	期間の区分	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率
未満五年	平成二年十月一日から平成十三年三月三十一日まで	一・四一	一・六四
五年以上十年未満		一・三八	一・五三
十年以上十五年未満		一・三二	一・三六
十五年以上二十年未満		一・二三	一・二九
二十年以上二十五年未満		一・一三	一・二一
二十五年以上		一・〇七	一・一一
未満五年	平成三年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	一・二〇	一・四四
五年以上十年未満		一・三三	一・五三
十年以上十五年未満		一・二七	一・三六
十五年以上二十年未満		一・一九	一・二九
二十年以上二十五年未満		一・一〇	一・二一
二十五年以上		一・〇四	一・一一
未満五年	平成四年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	一・一九	一・四五
五年以上十年未満		一・二七	一・四六
十年以上十五年未満		一・二二	一・三一
十五年以上二十年未満		一・一五	一・二五
二十年以上二十五年未満		一・〇七	一・一七
二十五年以上		一・〇一	一・〇七
未満五年	平成五年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	一・一四	一・二八
五年以上十年未満		一・二三	一・三一
十年以上十五年未満		一・一九	一・二〇
十五年以上二十年未満		一・一二	一・一六
二十年以上二十五年未満		一・〇四	一・一〇
二十五年以上		〇・九九	一・〇二
未満五年	平成六年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	一・一一	一・二六
五年以上十年未満		一・二〇	一・二八
十年以上十五年未満		一・一六	一・一八
十五年以上二十年未満		一・一〇	一・一四
二十年以上二十五年未満		〇・九七	一・〇八
二十五年以上		〇・九七	一・〇〇
未満五年	平成七年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	一・一〇	一・二四
五年以上十年未満		一・一九	一・二六
十年以上十五年未満		一・一五	一・一六
十五年以上二十年未満		一・〇八	一・一二
二十年以上二十五年未満		一・〇一	一・〇七
二十五年以上		〇・九六	〇・九九

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験の年数	期間の区分	学校医及び学校歯科医の率	学校薬剤師の率
未満五年	平成八年一月一日から平成十三年三月三十一日まで	一・一二	一・二六
五年以上十年未満		一・〇八	一・一二
十年以上十五年未満		一・〇四	一・一五
十五年以上二十年未満		〇・九七	一・一〇
二十年以上二十五年未満		〇・九三	一・〇四
二十五年以上		〇・九〇	〇・九七
未満五年	平成九年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	一・一一	一・二四
五年以上十年未満		一・〇六	一・二〇
十年以上十五年未満		一・〇二	一・一三
十五年以上二十年未満		〇・九六	一・〇九
二十年以上二十五年未満		〇・九二	一・〇三
二十五年以上		〇・九〇	〇・九六
未満五年	平成十年一月一日から平成十三年三月三十一日まで	一・一〇	一・二四
五年以上十年未満		一・〇五	一・一九
十年以上十五年未満		一・〇一	一・一二
十五年以上二十年未満		〇・九五	一・〇八
二十年以上二十五年未満		〇・九一	一・〇二
二十五年以上		〇・八九	〇・九五
未満五年	平成十一年一月一日から平成十三年三月三十一日まで	一・〇九	一・二三
五年以上十年未満		一・〇四	一・一八
十年以上十五年未満		一・〇一	一・一一
十五年以上二十年未満		〇・九五	一・〇七
二十年以上二十五年未満		〇・九一	一・〇二
二十五年以上		〇・八九	〇・九五
未満五年	平成十二年一月一日から平成十三年三月三十一日まで	一・〇九	一・二三
五年以上十年未満		一・〇四	一・一八
十年以上十五年未満		一・〇一	一・一一
十五年以上二十年未満		〇・九五	一・〇七
二十年以上二十五年未満		〇・九一	一・〇二
二十五年以上		〇・八九	〇・九五
未満五年	平成十三年一月一日から平成十三年四月一日まで	一・〇九	一・二三
五年以上十年未満		一・〇四	一・一八
十年以上十五年未満		一・〇一	一・一一
十五年以上二十年未満		〇・九五	一・〇七
二十年以上二十五年未満		〇・九一	一・〇二
二十五年以上		〇・八九	〇・九五
未満五年	平成十三年四月一日から平成十四年四月一日まで	一・〇九	一・二三
五年以上十年未満		一・〇四	一・一八
十年以上十五年未満		一・〇一	一・一一
十五年以上二十年未満		〇・九五	一・〇七
二十年以上二十五年未満		〇・九一	一・〇二
二十五年以上		〇・八九	〇・九五

平成十五年四月二日から平成十六年三月三十一日まで	平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
学校歯科医及び学校医の率	一・一一	一・一二	一・一二	一・一二	一・一一	一・一一
学校薬剤師の率	一・二六	一・二六	一・二六	一・二六	一・二六	一・二五
学校歯科医及び学校医の率	一・〇七	一・〇八	一・〇八	一・〇八	一・〇七	一・〇七
学校薬剤師の率	一・一〇	一・一一	一・一一	一・一一	一・一二	一・一一
学校歯科医及び学校医の率	〇・九八	〇・九九	〇・九九	〇・九九	〇・九八	〇・九八
学校薬剤師の率	一・〇九	一・一〇	一・一〇	一・〇九	一・〇九	一・〇八
学校歯科医及び学校医の率	〇・九七	〇・九八	〇・九八	〇・九八	〇・九七	〇・九七
学校薬剤師の率	一・〇四	一・〇五	一・〇五	一・〇五	一・〇四	一・〇三
学校歯科医及び学校医の率	〇・九三	〇・九四	〇・九四	〇・九四	〇・九三	〇・九三
学校薬剤師の率	〇・九七	〇・九八	〇・九八	〇・九八	〇・九七	〇・九六
学校歯科医及び学校医の率	〇・九一	〇・九二	〇・九二	〇・九二	〇・九一	〇・九一
学校薬剤師の率	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
学校歯科医及び学校医の率	一・一一	一・一一	一・一一	一・一一	一・一一	一・一一	一・一一
学校薬剤師の率	一・二五	一・二一	一・二一	一・二二	一・二一	一・二一	一・二一
学校歯科医及び学校医の率	一・〇四	一・〇七	一・〇七	一・〇七	一・〇七	一・〇七	一・〇七
学校薬剤師の率	一・〇九	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇
学校歯科医及び学校医の率	〇・九六	〇・九九	〇・九九	〇・九九	〇・九九	〇・九九	〇・九九
学校薬剤師の率	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一
学校歯科医及び学校医の率	〇・九一	〇・九二	〇・九二	〇・九二	〇・九二	〇・九二	〇・九二
学校薬剤師の率	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
学校歯科医及び学校医の率	一・一一	一・一一	一・一一	一・一一	一・一一	一・一一	一・一一
学校薬剤師の率	一・二五	一・二一	一・二一	一・二一	一・二一	一・二一	一・二一
学校歯科医及び学校医の率	一・〇四	一・〇七	一・〇七	一・〇七	一・〇七	一・〇七	一・〇七
学校薬剤師の率	一・〇九	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇
学校歯科医及び学校医の率	〇・九六	〇・九九	〇・九九	〇・九九	〇・九九	〇・九九	〇・九九
学校薬剤師の率	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一
学校歯科医及び学校医の率	〇・九一	〇・九二	〇・九二	〇・九二	〇・九二	〇・九二	〇・九二
学校薬剤師の率	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで
学校歯科医及び学校医の率	学校歯科医及び学校医の率	学校歯科医及び学校医の率	学校歯科医及び学校医の率	学校歯科医及び学校医の率	学校歯科医及び学校医の率	学校歯科医及び学校医の率
一・〇八	一・〇七	一・〇七	一・〇六	一・〇六	一・〇六	一・〇四
一・〇五	一・〇五	一・〇四	一・〇三	一・〇三	一・〇三	一・〇二
一・〇三	一・〇三	一・〇二	一・〇二	一・〇二	一・〇二	一・〇一
一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一
一・〇一	一・〇一	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
学校薬剤師の率	学校薬剤師の率	学校薬剤師の率	学校薬剤師の率	学校薬剤師の率	学校薬剤師の率	学校薬剤師の率
一・〇八	一・〇七	一・〇七	一・〇六	一・〇六	一・〇六	一・〇四
一・〇五	一・〇五	一・〇四	一・〇三	一・〇三	一・〇三	一・〇二
一・〇三	一・〇三	一・〇二	一・〇二	一・〇二	一・〇二	一・〇一
一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一
一・〇一	一・〇一	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示による改正後の乗ずる率の規定は、令和六年四月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二年十月から令和六年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額又は平成二年十月一日から令和六年三月三十一日までに支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金の額について適用する。

3　適用日前に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二年十月から令和六年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額については、なお従前の例による。

告　示（選）

◉東京都選挙管理委員会告示第六十八号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定により令和六年四月二日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定により告示する。

令和六年六月十九日

東京都選挙管理委員会

政治団体名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地
自由民主党東京都品川区第二十支部	大澤　真一	市川　郁雄	品川区小山３－２５－９
明るいみずほを創る会	近藤　浩	近藤　進	西多摩郡瑞穂町むさし野２－３５－３
あ党	久保田　学	久保田　学	立川市柴崎町３－１２－９
大沢真一後援会	大澤　真一	市川　郁雄	品川区小山３－２５－９
太田哲郎と新しい渋谷をつくる会	太田　哲郎	太田　哲郎	渋谷区恵比寿１－２４－１４
加藤みつのり後援会	加藤　光徳	西本　秀憲	西多摩郡日の出町大字平井１９６４－１
かまたにあすりを支援する会	石野　圭城	釜谷　和美	渋谷区渋谷３－１０－１８
区政２１世紀プロジェクト	駒田　恭一	駒田　きよ子	大田区南馬込６－１６－１０
くわしま耕太郎連合後援会	桑島　耕太郎	桑島　明彦	府中市白糸台４－１９－１
こまだ恭一後援会	鈴木　孝夫	駒田　きよ子	大田区南馬込６－１６－１０
ししどはるしげ後援会	宍戸　治重	小山　雄幸	三鷹市野崎４－３－３１
篠田剛後援会	篠田　剛	篠田　勝美	板橋区氷川町４６－４
情報公開豊島	小池　裕樹	原口　孝	豊島区南池袋３－１１－１８
須﨑秀信後援会	須﨑　秀信	大塚　照代	立川市柴崎町３－１８－２９
田中けんを応援する会	田中　健	田中　ひで子	江戸川区中央４－２５－１４
田村てるみと未来をお天気にする会	田村　てるみ	田村　てるみ	武蔵野市中町１－２－３
ちだ伸也後援会	智田　伸也	織田　勝久	町田市山崎町２１３０
つつい孝敏後援会	崎山　弘	西村　保徳	府中市武蔵台３－２－７
東京変革市民の会	山本　閉留巳	山本　光明	港区麻布台３－２－１３
１００ｃｍからの視線を応援する会	石橋　真道	石橋　真道	練馬区旭丘１－６２－５
貧困を無くそうかい	神尾　美咲	正田　静子	中野区中野４－１－１
ぼくたちの千代田。	五十嵐　朝青	寿原　裕美子	千代田区平河町１－４－９
町けいすけ後援会	町　啓介	町　亜由美	世田谷区奥沢６－２２－１１
みらい都市政策会議	矢野　健一郎	湯原　信一	港区白金台３－２－３６
山本へるみネットワーク	山本　閉留巳	山本　光明	港区麻布台３－２－１３
吉本ゆうすけとより良い小平を目指す会	吉本　祐之	吉本　亜子	小平市小川西町２－１８－５

発行　東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話　〇三（五三二一）一一一一（代）
郵便番号　163-8001
定価　本号　三〇円
一箇月　六、六〇〇円
（郵送料を含む。）
印刷所　三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町二丁目三十二番地一
電話　〇三（五二七六）〇八一一（代）
郵便番号　101-0051

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。